

令和4年10月24日

## 指定旧供給地点の指定解除について

中国経済産業局から、別紙2の事業者及び供給地点についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除に関する、改正法附則第36条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除することに異存はありませんので、別紙1のとおり中国経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

官 印 省 略  
20221017中国第15号  
令和4年10月24日

中国経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について（回答）

令和4年10月17日付け20220719中国第24号 により、貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点の指定解除について、指定を解除することに異存はありません。

(別紙2)

指定事業者数 4事業者 指定旧供給地点群数 6地点群

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
イワタニ山陽株式会社 (法人番号：1240001000998)	1. 安芸が丘
株式会社協同瓦斯 (法人番号：8240001030386)	1. 能島団地 2. 万能倉団地
山田日之出ガス株式会社 (法人番号：3250001009624)	1. 清光台団地
エネックス株式会社 (法人番号：7250001003755)	1. 国森団地 2. 中野団地